

お客様ご自身で紙申請

様式第20

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
(10kW未満の太陽光発電)

経済産業大臣 殿

提出者 (ふりがな) 住所 (〒 -)

氏名 (ふりがな)

(法人番号:)

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 () -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要		備考
設備ID	S○○○○○○○○○ or T○○○○○○○○○	
設備の所在地(注1)	太陽光発電が設置されている建物・土地の住所	□別紙あり
太陽電池の合計出力(kW)	○.○kW	
接続契約締結日	平成29年3月31日までに運転を開始している場合は不要	
接続契約締結先	東北電力	
特定(買取)契約締結先	東北電力	□未定
買取価格(注2)	○○.○○ 円/kWh(税抜き)	□未定
運転開始状況	<input checked="" type="checkbox"/> 運転開始済み 開始済みの方	
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。		
事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注3)		<input checked="" type="checkbox"/>
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		<input checked="" type="checkbox"/>

提出日(発送日)を記入

印鑑証明書と同じ実印

日中に連絡の取れる番号(携帯可)

申請の確認完了には1~2カ月程度かかります。書類に不備があった場合再度申請となり、9月30日の提出期限に間に合わない恐れがあります。余裕を持って6月末を目処に提出されることをおすすめします。

記載されている書類
※3ページ目を参照

SまたはTから始まる英数字
ご不明な場合、記入は不要です
(印鑑証明書や設備所在地などの情報で本人確認されます)

- ・東北電力からの太陽光受給契約確認書
- ・設備認定通知書

重要
パワーコンディショナではなく、
太陽電池の合計出力です

- ・東北電力からの技術検討結果

運転開始日ではありません。ご注意ください。

通常は「東北電力」です。
新電力と個別に買取契約をされている場合、その社名をご記入ください

右表をご参考の上、税抜価格を
小数第2位までご記入ください

設備認定の年度	期間	買取価格(税込)
平成24年度	2012.7.1 ~ 2013.3.31	38.88円(税込 42円)
平成25年度	2013.4.1 ~ 2014.3.31	35.18円(税込 38円)
平成26年度	2014.4.1 ~ 2015.3.31	34.25円(税込 37円)
平成27年度	2015.4.1 ~ 2016.3.31	32.40円(税込 35円)
平成28年度	2016.4.1 ~ 2017.3.31	30.55円(税込 33円)

3・9年目無料点検など、責任をもって弊社が保守点検を行います。

お客様ご自身で紙申請

この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。	<input checked="" type="checkbox"/>
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。	<input checked="" type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。	<input checked="" type="checkbox"/>

添付書類

書類名	書類名
接続の同意を証する書類(注4)	平成29年3月31日までに運転を開始している場合は不要

- (注1) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注2) 特定(買取)契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注3) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号。以下「改正法」という。)による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考

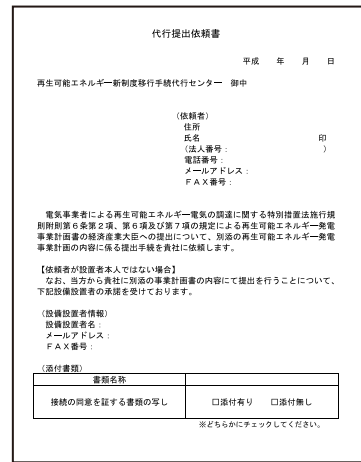
- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

ご不明な箇所がございましたら
お気軽に弊社へお問合せください(無料)



事業計画書(2枚)

送付物



代行提出依頼書



印鑑証明書
(発行から3ヶ月以内)

送付先
〒273-0011
千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階
「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」

